

WEBバンキングサービス利用規定

第1条 WEBバンキングサービス

1. WEBバンキングサービスとは

WEBバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、ご契約者（以下「お客様」といいます。）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます。）を用いた依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会等の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引を、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

2. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座開設しているお客様を、本サービスの利用資格者とします。

なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者IDまたは各種パスワードの不正使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

3. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、所定の機能を有するものに限りです。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

4. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

5. 手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の基本手数料（以下「基本手数料」といいます。）をいただきます。

この場合、当金庫は、基本手数料を普通預金（決済用普通預金を含む）規定、総合口座取引規定、および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。

なお、当金庫は、基本手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

(2) 前号の本サービスの基本手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。

なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

契約者IDおよび以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。

2. 資金移動用パスワード

資金移動用パスワードは、お客様が指定する番号とし、当金庫所定の方法により届け出るものとします。

3. ログインパスワード

- (1) お客様は、本サービスのご利用開始前に、当金庫へ初回ログインパスワードを、申込書により届け出てください。

当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの初回ログインパスワードとして登録します。

当金庫の登録完了後は、直ちにログインパスワードを変更してください。

4. 本人確認手続き

- (1) 取引の本人確認および依頼内容の確認

当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログインパスワード、契約者ID、資金移動用パスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。

- ① お客様の有効な意思による申込みであること。
- ② 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

- (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施したうへは、ログインパスワード、契約者IDおよび資金移動用パスワードにつき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

5. パスワード等の管理

- (1) 各種パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。

また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

- (2) 各種パスワードにつき盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。

- (3) 本サービスの利用については、誤ったパスワードの入力が6回連続して行われた場合、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、次の方法により再開始手続きをとってください。

- ① ログインパスワード相違に伴う再開手続きは、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- ② 資金移動用パスワード相違による再開手続きは、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出てください。

当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類は、普通預金(決済用普通預金を含みます。)、および当座預金とします。

- (2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

第4条 ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、お客様が端末により設定した金額とします。

ただし、その上限は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

第5条 資金移動

1. 取引の内容

(1) 本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「振込指定日」といいます。）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払元口座」といいます。）よりお客様の指定する金額を引落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込先口座」といいます。）宛に振込依頼を発信する取引をいいます。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料をいただきます。

(2) 支払元口座と振込先口座が同一店舗内であつ同一名義の場合は、「振替」とし、支払元口座と振込先口座が異なる当金庫本支店にある場合、振込先口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または、支払元口座と振込先口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

(3) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払元口座から振込または振替金額、振込手数料の合計金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

(4) 支払元口座からの資金の引落しは、普通預金（決済用普通預金を含む）規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とします。

(5) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。

- ① 振込または振替時に、振込または振替金額、振込手数料との合計金額が、支払元口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき
- ② 支払元口座が解約済のとき
- ③ お客様から支払元口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が支払停止の手続きを行ったとき
- ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき
- ⑤ その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき

(6) 振込取引において、振込先口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

2. 振込指定日

振込依頼の発信は、原則としてお客様が指定された振込指定日に実施します。

ただし、振込依頼日当日を振込指定日として指定した際、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎている場合または受付日が休業日の場合は、「翌営業日扱い」とし、翌営業日に「振込先口座」宛に振込依頼を発信します。

3. 依頼内容の組戻し

(1) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。

① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③ 組戻しされた振込資金は、当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

(2) 前号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。

この場合には、受取人との間で協議してください。

(3) 組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出の印鑑（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4) 本項に定める依頼内容の組戻しを行った場合、振込手数料は返還しません。

(5) 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料をお支払いいただきます。

第6条 照会サービス

1. 取引の内容

お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。

2. 照会後の取消、変更

お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 通知サービス

1. 取引の内容

お客様がサービス利用口座として登録された口座につき、入出金取引等が発生した際に、お客様の指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせします。

2. 送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。

なお、前記の事由による遅延もしくは不達のために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」

1. 取引の内容

- (1) 税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下「各種料金払込」といいます。)は、端末を用いて送信されたお客様からの依頼にもとづき、サービス利用口座として届け出されている口座から指定の金額を引き落とし、当金庫が収納契約を締結している所定の収納機関に対して、当該引き落とし金を各種料金の支払いとして払い込むことができるサービスをいいます。
- (2) 各種料金払込は、納税準備預金を除くサービス利用口座から利用できるものとします。
- (3) 各種料金払込は、当金庫所定の収納機関がお客様へ送付される料金等の納付請求書に「ペイジーマーク」(日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定めた統一マーク)が付されているものに限り利用できるものとします。

2. 取扱方法

- (1) お客様の端末において、当金庫が定める方法および操作手順に従って、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他、当金庫所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を行ってください。
ただし、お客様が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、当該請求情報または納付情報が引継がれます。
- (2) 前項の照会または引継ぎの結果として、お客様の端末の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、サービス利用口座の番号、「資金移動用パスワード」その他金庫所定の事項を正確に入力してください。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当する場合、取扱いはできません。
 - ① 申込内容に基づく払込金額に当金庫所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点においてサービス利用口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。)を超えるとき
 - ② サービス利用口座が解約済みのとき
 - ③ サービス利用口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき
 - ④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき
 - ⑤ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき
 - ⑥ その他当金庫が必要と認めたとき

3. 利用手数料

- (1) このサービスの利用にあたっては、当金庫所定の利用手数料および消費税を支払っていただくことがあります。
- (2) 利用手数料につきましては、お客様に通知することなく変更する場合があります。

4. サービス利用口座からの引き落とし

各種料金払込金額および利用手数料のサービス利用口座からの引き落としは、普通預金(決済用普通預金を含みます。)規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳、払戻請求書、キャッシュカード、または当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取扱います。

5. 払込限度額

- (1) 1回あたり、および1日あたりの各種料金払込の払込金額は、当金庫所定の金額(以下「取引限度額」といいます)の範囲内とします。

(2) 払込金額の限度を超えた払込依頼については、当金庫は、払込依頼を実行する義務を負わず、そのためにお客様に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(3) 取引限度額につきましては、お客様に通知することなく変更する場合があります。

6. 利用時間

各種料金払込の利用時間は、当金庫が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当金庫の定める本サービスの取扱時間内でも利用ができないことがあります。

なお、収納機関の利用時間につきましては、収納機関に直接お問い合わせください。

7. 領収書の発行

当金庫は、各種料金払込にかかる領収書（領収証書）は発行いたしません。

収納機関の収納情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

8. 依頼内容の確認

各種料金払込の依頼が確定した場合、お客様は、当金庫が送信する受付結果を端末の画面で必ず確認するものとします。

また、口座情報照会、払込結果照会または通帳記帳等をおこなうことによっても払込結果を確認するものとします。

9. 依頼内容の取消、変更

各種料金払込にかかる取引依頼が確定した後の取消、変更はできません。

ただし、収納機関からの連絡にもとづき取り消される場合は、この限りではありません。

10. 利用停止

お客様が当金庫または収納機関所定の回数を超えて収納機関が指定する項目の入力を誤った場合は、各種料金払込の利用が停止されることがあります。

各種料金払込の利用を再開するには、お客様は、当金庫または収納機関所定の手続を行うものとします。

11. 払込内容の照会

収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等、収納等に関する照会については、お客様が直接収納機関へ問い合わせるものとします。

12. 取引履歴照会

端末を用いて送信されたお客様からの依頼にもとづき、各種料金払込の依頼内容および取引状況を照会する場合に利用するサービスをいいます。

ただし、すでに応答した内容について、訂正依頼その他相当の事由がある場合、お客様に通知することなく変更または取消をおこなうことがあります。

第9条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第11条 免責事項等

1. 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

2. 通信経路における安全対策

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。

当金庫は、当契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第12条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。

3. サービスの利用停止

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- (2) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- (3) サービスの強制解約

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。

この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- ① 当金庫に支払うべき基本手数料その他の諸手数料を支払わなかったとき
- ② 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において契約者の所在が不明となったとき
- ③ 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
- ④ 相続の開始があったとき

第13条 通知等の連絡先

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、稚内信用金庫の定める各種規定等により取り扱います。また、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会、日本マルチペイメントネットワーク運営機構の取扱いにより行います。

第15条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

第16条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第17条 禁止行為

お客様は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号の掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 本ホームページから入手した情報を自己使用以外の目的で使用する
- (2) 本ホームページにアクセスして情報を改竄すること
- (3) 本ホームページに、有害なコンピュータプログラム等を送信すること
- (4) 本システムまたは本サービスの著作権、知的所有権等を侵害すること
- (5) 前4号以外に、当金庫が不適切と認める行為を行うこと

第18条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本支店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

第19条 譲渡・質入・貸与の禁止

本取引に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第20条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。

以上



平成16年11月 1日制定

平成20年 8月18日改定